

前田 勝昭 公認会計士事務所
名古屋市中区金山1-15-10 三井生命ビル8F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
<http://www.maeda-cpa.com/>

きやっちぼーる

平成18年10月10日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第183回

安倍内閣がスタートしました。小泉内閣の積み残し案件の後始末、そして中国、韓国への対応、教育問題等と多事多難ですね。

真に国民のことを考え、ブレーンと相談して対応してほしいんですね。

さて、2006年も残りあと僅かとなりますと、どうしても人間は「焦り」と、逆に「ホット一息の開放感」がでてきます。

ちょっと一休みしたい、さぼりたい、一杯飲んで車で・・・と気の緩みが出てきます。



「そのちょっとした緊張の緩みが、そして不注意が不測の事態を招きます」

これを防ぐためには、まず自己管理、すなわち

- ① サボったり、一休みできないほどアクション（行動）をすることです
(緊張の継続)
- ② 初心を思い出す努力をすることです

この努力がリスクの発生を事前に防止し、今年の成果へつながります。

————— あと少し、ガンバロウ ————

前田の《今人生を語る》第89回

めざめよ日本人

⑪

徳川幕府が250年も続くことができた理由は、「禄の多い者には権力を与えず、権力の多い者には禄を与える」の理念に基づく配置転換です。

すなわち「行政をあずかる者が実権を握ると、必ず心の反発をかう。権力者の信任篤いことを良いことに、高給を当然のようにもらっていては、人心は政権の正当性に疑いを持つだけではなく、政権内部の腐敗と堕落が始まる」

これを防ぐには、権力を持てる位置にいる者は清貧であれということである。



まさに今の日本の政治家に対する教訓、そして日本の政治制度への戒めですね。



まず、魂より始めよ、です ➡ 政治屋の日本の行政者、反省しろ！！

改正道路交通法における「放置違反金制度」

鳥居功一

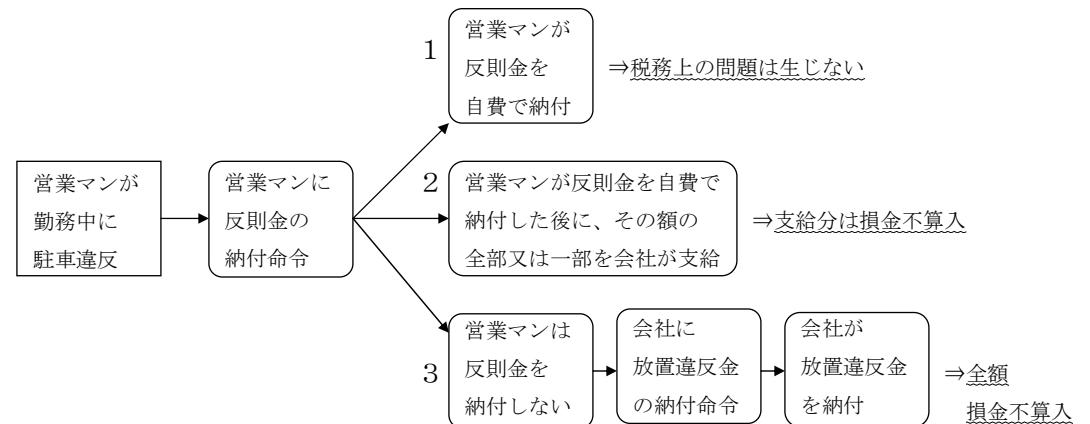
今年6月1日に施行された改正道路交通法で新たに導入された「放置違反金制度」の税務上の取扱いについては以下のとおりです。

まず、この制度は駐車違反をした運転者が反則金を納付しない場合は、放置車両の使用者（一般的には車両購入者等で、車検証に記載された使用者）に対し、放置違反金を課すというものです。

- ・旧制度 … 「反則金＝運転者が納付」
- ・新制度 … 使用者が会社である場合、運転者が反則金を納付しなければ運転者から会社へ納税義務が移るため、
「放置違反金＝会社が納付」

税務上問題となるのは下図の2と3のケースです。

<図>営業マンが勤務中に駐車違反した場合の課税関係



ケース2で会社が肩代わりした分は、一般的には費用となるが税務上は会社自体に課された罰科金等と同様に取り扱われることになるため損金不算入となり、営業マンに対しても課税問題は発生しない。

ケース3では会社が納付した放置違反金は会社自体に課された罰科金等であり、法人税法に規定されている「過料」に当たるため損金不算入となる。

ちなみに営業マンの業務遂行と関連のないプライベートな行為等による反則金を会社が肩代わりした場合には、営業マンに対する臨時の給与として課税されることになります（法人税法基本通達9-5-5）。

(役員等に対する罰科金等)

9-5-5 法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは料金、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする。